



# 青森県報

第十九百五十一号 平成十三年十一月二十六日(月曜日)

目 次

訓 令

○公示通知 (監理課) : 五

収用委員会

- 青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令 (人事課) : 一
- 青森県情報公開条例第二十三条の規定により知事が定める法人の一部改正 (総務学事課) : 二
- 青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人の一部改正 (同) : 二
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定 (青少年課) : 二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 (改善課) : 三
- 漁船保険付保義務の発生 (水産振興課) : 三
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) : 三
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更 (経理課) : 三
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出 (同) : 四

訓 令

青森県訓令甲第四十一号

府 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

## 青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時の任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

- 開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) : 四
- 建設業者の許可の取消し (八戸土木事務所) : 四
- 型式の検定適合遊技機 (企画安全課) : 五

公安委員会

(生活安全課) : 五

「三」前二号に掲げる活動のほか、

身体上若しくは精神上の障害、  
負傷又は疾病により常態として

身体上若しくは精神上の障害、  
負傷又は疾病により常態として

日常生活を営むのに支障がある を

者の介護その他の日常生活を支

援する活動

日常生活を営むのに支障がある  
者の介護その他の日常生活を支  
援する活動

四 その他国、地方公共団体又は

公共的団体が行う活動で知事が  
定めるもの

一 公表の期間の欄中「五日」を「七日」に改める。

二 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告示

### 青森県告示第六百三十七号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第二十三条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

表青森空港ビル株式会社の項の次に次のように加える。

青い森鉄道株式会社	八戸市一番町一丁目三の一
-----------	--------------

### 青森県告示第六百三十八号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

表青森空港ビル株式会社の項の次に次のように加える。

青い森鉄道株式会社	八戸市一番町一丁目三の一
-----------	--------------

### 青森県告示第六百三十九号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

指定番号	種別	名稱	発行者（名製）	該当条項
三六九	書籍	ビデオボーイ 十二月号	英知出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
三六〇	S p e c i a l a y a	○七六七九一一二二		
三六一	エルティーン S p e c i a l	○九六七一一一二二		
三六二	エルティーン c o m i c	○九六七一一一二二		
三六三	十二月号増刊	一一九五一一一二	近代映画社	
三六四	T O P S P E E D	一一九五一一一二		
三六五	TOP SPEED	一一九五一一一二		
三六六	V O L 二十九	○七三七三一一二二		
三六七	ビザップ十一年三号	一二三五一一一一二二七		
三六八	漫画アクション	一二三五一一一一二二七		
三六九	みこすり半劇場	一二三五一一一一二二七		
三七〇	十ニ月号	一二三五一一一一二二七		
三七一	コミックまあるまん	一二三五一一一一二二七		
三七二	十月号	一二三五一一一一二二七		
三七三	まんがSHOW GAKKO	一二三五一一一一二二七		
三七四	ザ・ベストMAGAZINE	一二三五一一一一二二七		
三七五	○八三八九一一二二	一二三五一一一一二二七		
三七六	ラーズ	平和出版	ぶんか社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当

## 青森県告示第六百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

1

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字市川町字上大谷地二一の六 木田茂美	市川区域 市川漁業協同組合の地区	1 専らほつきを営む漁業
八戸市大字市川町字堂の下三六の三 工藤末松		2 1に掲げる漁業
八戸市大字市川町字下大谷地七の六 石田長吉		
八戸市大字市川町字市川後一三〇 木村定美		
上北郡百石町松原一丁目七三の五二七 北村孝	百石町区域 百石町漁業協同組合の地区	1 専らほつきを営む漁業
上北郡百石町一川目三丁目七三の三三六 大藤幸雄		2 1に掲げる漁業
上北郡百石町一川目四丁目一の二八 鳥谷部善太郎		

## 青森県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前市広域都市計画公園事業を平成十三年十一月十六日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

發起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北部大間町大字大間字大間平一七番地二五八 泉忠志	大間

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

## 青森県告示第六百四十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の一第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

## 1 収用の部分

青森県弘前市大字福田字巻屋地内

## 2 使用の部分

なし

- 一 施行者の名称  
弘前市
- 二 都市計画事業の種類  
弘前市広域都市計画公園事業（一・二・七〇号高田公園）
- 三 事業施行期間  
平成十三年十一月二十六日から平成十四年三月三十一日まで
- 四 事業地

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

## 一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字平新田字池上一一の一四

新あおもり農業協同組合

## 二 変更内容

## 1 変更前の売りさばき場所

青森市大字筒井字ハツ橋四〇一

## 2 変更後の売りさばき場所

青森市筒井一丁目五の一〇

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十三年十一月十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

売りさばき人の住所及び氏名

青森市松原二丁目八の七

田中 豊

公 告

開発行為に関する工事の完了

開発区域（工区）に含まれる地域の 名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
西津軽郡森田村大字森田字月見野三〇〇の二（第一工区）	森田村
南津軽郡浪岡町大字浪岡字淋城一五の一及び一五の三から一五の一〇まで	南津軽郡浪岡町大字増館字富岡一七五の二
むつ市仲町一三八の四及び一三八の七から一三八の四六まで	佐藤良隆
上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢二の一八二の一九及び二の一二一	むつ市金谷一丁目一四の二三
上北郡六ヶ所村大字尾駒字家ノ前一の三から一の三まで、一の三四、一の八三、一の八五、一の九五から一の一〇四の二五、四の三、四の二、四の二四の三七から四の四六まで、四の三四、四の二六の六〇八の六	東京都千代田区丸の内一丁目四の二
東京都千代田区丸の内一丁目四の二新むつ小川原株式会社	新むつ小川原株式会社
十和田市大字赤沼字上川原一七上明戸重男	十和田市大字赤沼字下平六二〇の一、二二の二

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 有限会社ベストホームサービス

同	同	遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
右	右	ぱちんこ遊技機	CR バトルヒーロー伝説Z	株式会社大一商会
C R うる星やつら	CR フィーバーマリンSP	奥村遊機株式会社	株式会社ダイドー	

平成十三年十一月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

### 収用委員会

公示通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成十三年十一月二十六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
- 審理の開催について（通知）
- 二 通知を受けるべき者

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十号

- | 回胴式遊技機 | ブルドック          | 式会社          | アイジーティージャパン株 |
|--------|----------------|--------------|--------------|
| 同 右    | ネコデコバン         | 株式会社アリストクラート | テクノロジーズ      |
| 同 右    | ダブルチャレンジ       | 株式会社ロデオ      |              |
| 同 右    | ウルマード          | 山佐株式会社       |              |
| 同 右    | ジースパイダー        |              |              |
| 同 右    | レインボーフラッシュ     | 高砂電器産業株式会社   |              |
| 同 右    | レインボーフラッシュ7-30 |              |              |
| 同 右    | ジャウォウ          | サミー株式会社      |              |
| 同 右    | ハーデボイルド2       |              |              |

- | 回胴式遊技機 | ブルドック          | 式会社          | アイジーティージャパン株 |
|--------|----------------|--------------|--------------|
| 同 右    | ネコデコバン         | 株式会社アリストクラート | テクノロジーズ      |
| 同 右    | ダブルチャレンジ       | 株式会社ロデオ      |              |
| 同 右    | ウルマード          | 山佐株式会社       |              |
| 同 右    | ジースパイダー        |              |              |
| 同 右    | レインボーフラッシュ     | 高砂電器産業株式会社   |              |
| 同 右    | レインボーフラッシュ7-30 |              |              |
| 同 右    | ジャウォウ          | サミー株式会社      |              |
| 同 右    | ハーデボイルド2       |              |              |

別紙のじゆつ  
通知やくわん類の送付場所  
青森県取用委員会事務局（青森県県土整備部監理課）  
別 紙

土地の所在	氏名	住所
青森県上北郡野辺地町字千草 橋61番3	小泉 昇	愛知県岡崎市竜美台1丁目11番7
青森県上北郡野辺地町字千草 橋61番3	田邊まつ 子	静岡県清水市興津中町625番地の 1
青森県上北郡野辺地町字千草 橋82番	澤田正雄	神奈川県川崎市高津区下作延175 番地1溝の口スカイハイツ310号
青森県上北郡野辺地町字千草 橋82番	駒井ます み	北海道上磯郡上磯町谷好3丁目1番 8号

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番二号 青 森 県	青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭